

2017年2月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様
国土交通大臣 石井 啓一 様

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
理事長 中根裕

改正道路交通法施行に伴う地域での移動手段の確保に対する要望書

頻発する高齢ドライバーによる重大事故に対して、国は2016年11月の関係閣僚会議で認知症対策を強化した道路交通法の改正を2017年3月に施行するとしています。交通事故は被害者・加害者共に不幸な事故であり、これに対する国の措置は国民の理解を得られるものと思います。

しかし、高齢者の免許返納が進まない背景には、日常生活において自家用車が手放せない実情が存在します。近年の電車・バス・タクシー事業者の事業縮小や撤退などによって、公共交通機関がない、もしくは充足していない「交通空白地域」が増え、生活者の足を支える移動手段の不足が全国各地で深刻な問題となっています。この問題を解決しないまま高齢者の免許返納の強化だけが推進された場合、生活の質の低下だけでなく、生活の基盤を失う高齢者が数多く生まれます。良くも悪くも自家用車によって自由な移動が確保されているのがわが国の現状です。免許返納の推進が、高齢者の尊厳を傷つけることにならないよう、高齢ドライバーの意識や生活実態を踏まえ、地域生活を支える移動手段を整備することが不可欠です。

私たちは、要介護者・要支援者や障がい者等の移動困難者（以下「移動困難者」という）の外出を支援する「移動サービス」の中間支援団体として、2006年の改正道路運送法で制度化された「自家用有償旅客運送」*のうち、「福祉有償運送」や「公共交通空白地有償運送」の推進に注力してきました。これらは公共交通機関では対応できない移動困難者や交通空白地域での市民の外出を、自家用車を活用し、市民の力で支える仕組みです。

*自家用有償旅客運送：市町村運営有償運送（市町村福祉輸送、交通空白輸送）、福祉有償運送、公共交通空白地有償運送、がある。

福祉有償運送は、全国で2,458団体が登録して活動しており、タクシー運賃の半額程度で有償ボランティアや団体職員が送迎しています。利用者の中には、歩行が困難なために、福祉有償運送で通院や日常の買い物・用足しに行く高齢者も少なくありません。

一方、公共交通空白地有償運送の登録は未だに99団体しかありません（2016年3月末現在）。コミュニティバスやデマンドタクシー（市町村運営有償運送を含む）といった交通サービスがあっても、多くの地域では、駐車場所が限定されていたり、運行本数が少なかったりと、自家用車に変わる移動手段にはなりにくいのが現状です。公共交通空白地は、過疎地だけでなく都市部にも存在しており、早急に交通空白地有償運送の整備を強化すべきです。

福祉有償運送および公共交通空白地有償運送の整備には自治体の理解と指導力が問われます。しかしながら、自治体によっては地域の交通事業者に対する過剰な配慮から極端な活動制約とな

るローカルルールが設定されたり、登録自体を認めないところも存在します。自治体と制度を設計した国が責任を持って自家用有償旅客運送の整備に関わるべきです。

また、地域で自家用車を持つ（シェアする）、地域の社会資源をフル活用して支え合うという観点から、地域住民による互助活動として無償の移動・外出支援活動（国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」平成18年9月29日）を行う例も増えてきています。自治体は、バスやタクシーはもちろん、自家用有償旅客運送等の新しいサービスの周知や、目的に応じてこれらを使い分ける暮らし方の提案、サービス創出に向けた支援、移動・外出に困っている人の相談機関設置等も積極的に行うべきです。

そのことが高齢ドライバーによる重大事故の抑制につながると確信します。

以上を踏まえ、国が認知症対策を強化した道路交通法の改正を進めるのであれば、同時に、地域での移動手段の確保として以下の3点の整備を強く要望します。

1. 「福祉有償運送」「公共交通空白地有償運送」の急速な普及整備に尽力してください。
2. 特に、「公共交通空白地有償運送」の設置基準を緩和し、生活者の移動手段の確保に向けた環境整備を図ってください。
3. 自治体が移動手段の確保を積極的に推進できるよう、人材の確保・育成を行ってください。

以上

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

〒156-0055 東京都世田谷区船橋一丁目1番2号 山崎ビル204号

電話 03-3706-0626

FAX 03-3706-0661

メール info@zenkoku-ido.net

URL <http://www.zenkoku-ido.net/>